

効果的な陳情方法とは

日本税理士政治連盟
国 対 委 員 会

平成 30 年 8 月

—————< 目次 >—————

I. 効果的に陳情するためには	1
II. 自民党における税制改正のスケジュール（流れ）	1
III. 自民党における税制改正の審議には、大きく分けて2系統ある	3
IV. 要望項目の審議過程	4
V. 政府税制調査会（政府税調）と自民党税制調査会（党税調）	5
VI. 主要項目の審議過程	6
VII. 党税調における審議過程	6
VIII. 党税調の会議の種類	7

<参考資料>

資料①「税制改正要望項目の振分け記号表」	8
資料②「自由民主党 税制調査会・部会等役員名簿」	9
資料③「公明党 税制調査会・部会等役員名簿」	10
資料④「平成30年度税制改正 自由民主党税調審議の流れ」	11
資料⑤「平成30年度税制改正 公明党税調審議の流れ」	12
資料⑥『週刊 税のしるべ（大蔵財務協会）』連載記事 ～税制改正決定のプロセス～（全24回／大石 敬）	13

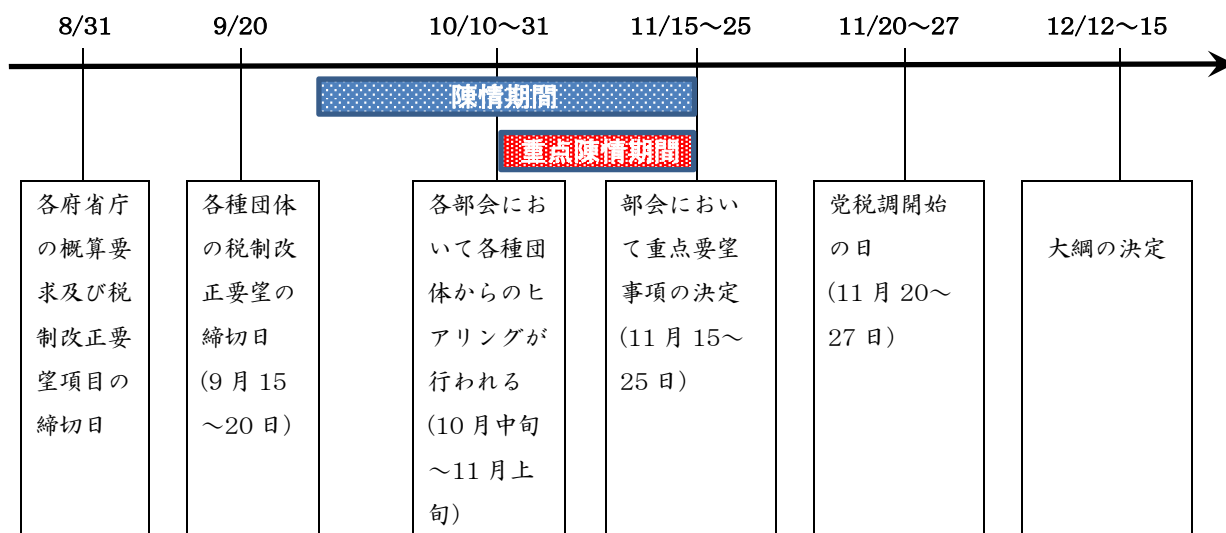
I. 効果的に陳情するためには

効果的な陳情とは、「**的確なタイミングで的確な相手に的確な要望を陳情すること**」である。そのためには、税制改正のプロセスを知り、陳情時にそのプロセスのどの段階にいるのかを知ることと、陳情先の組織及びその構成員並びにその年度の税制改正の課題を知ることが重要である。以下、効果的な陳情方法について、自民党の組織を中心にして説明することとする。

II. 自民党における税制改正のスケジュール（流れ）

（II－１）自民党における税制改正のスケジュール

【図１】税制改正のスケジュールの例



※日程については、その年の改正内容等により毎年異なる。

上記の表が自民党における税制改正の一般的なスケジュールである。

まず、8月31日に各府省庁からの予算の概算要求と税制改正の要望項目が締め切られ、次に、9月の中旬に民間団体からの税制改正要望項目（以下「要望項目」という。）が提出される。この段階で、その年度の全ての要望項目が出揃うことになり、この後、部会はその要望項目のうち、どの要望項目を『重点要望項目』にするかを検討し始め、11月20日前後を目途に『重点要望項目』を決定する。

これらのスケジュールを踏まえると、**単位税政連の陳情活動の日程は、広範囲に考えれば9月下旬から部会における『重点要望項目』決定の前日まで。狭く考えれば、佳境に入る10月中旬から『重点要望項目』として採り上げる項目の決定の日の前日までの期間（11月10日から15日まで）となる。**

この期間における団体別の陳情の方法は、以下の図2のような内容が考えられる。

【図２】団体別の陳情方法の例

日税政	議員会館でのキーパーソンへの陳情活動
単位税政連	地元での単位税政連選出議員への陳情活動
後援会	地元での被後援国会議員への陳情活動

各々が積極的に陳情活動をすることにより、税理士会の要望項目が部会において『重点要望項目』として採り上げられることになる。後述するが、部会において『重点要望項目』にならないと自民党税調（以下「党税調」という。）において議論の対象とならない。従って、原則として『重点要望項目』にならなかった税理士会の要望項目はその年度において改正されないことになる。重要なことは、税理士会の要望項目が、党税調において検討される項目となることである。そのためには、上記の期間に日税政、単位税政連、後援会が一丸となって**陳情活動をし、税理士会の要望項目を部会において『重点要望項目』にすること**である。

（Ⅱ－２）党税調における税制改正のスケジュール（日程の例：平成 30 年度税制改正）

【図 3】平成 30 年度税制改正における日程表

H29 年 11 月	22 日	総会	議題：	経済・金融情勢について，国・地方の財政状況、税収動向について
	27 日	小委	議題：	部会等重点要望ヒアリング
	29 日	正副・小委	議題：	主要項目 1（個人所得課税、法人課税、事業承継税制等、固定資産税等）
	30 日	正副・小委	議題：	主要項目 2（たばこ税、観光財源の確保、森林吸収源対策に係る地方財源の確保、地方消費税の清算基準、地方税源の偏在是正、国際課税、納税環境整備）
12 月	6 日	正副・小委	議題：	一次〇×
	7 日	正副・小委	議題：	マル政項目 1（個人所得課税、法人課税、事業承継税制等、固定資産税等）
	8 日	正副・小委	議題：	マル政項目 2（たばこ税、観光財源の確保、森林吸収源対策に係る地方財源の確保、地方消費税の清算基準、地方税源の偏在是正、関税）
	12 日	正副・小委	議題：	マル政等処理案概要
	13 日	正副・小委	議題：	最終とりまとめ(最終処理案)，最終〇×
	14 日	正副・小委・総会	議題：	平成 30 年度税制改正大綱

部会において『重点要望項目』になった項目は、第 2 段階として、党税調において再度議論されることになる。党税調においては、2 日目に『重点要望項目』とした理由等について部会長からヒアリングが行われ、その後、マルバツ等審議の過程を経て改正項目になるものならないもの、又はマル政項目となるものならないもの等に振り分けられる。マル政項目となったものは更に審議され、

改正項目となるものならないものにと振り分けられる。そして、改正項目となったものは大綱に記載されることになる。なお、マルバツ等審議の振り分けについては、参考資料④の「平成 30 年度税制改正 自民党の税調審議の流れ」に記載してある。

上記図 3 により分かると思うが、党税調における税制改正の審議は 11 月下旬から 12 月中旬までの短い期間で行なわれるため日程が非常にタイトであり、単位税政連では対応ができない。従って、党税調における税制改正への対応は日税政の国対委員会及び政策委員会のうち首都圏に事務所等を有する者が対応することになる。但し、陳情対象である国会議員によっては、その国会議員の後援会会長に同席をお願いする場合もある。

図 3 で分かるように、要望項目とは別に『主要（検討）項目（以下「主要項目」という。）』がある。これは要望項目と異なり、部会における議論を要しないで党税調において審議されることになる。この『主要項目』については、次章「Ⅲ.」において説明する。

Ⅲ. 自民党における税制改正の審議には、大きく分けて 2 系統ある。

税制改正の審議には、大きく分けて『要望項目』を審議する流れと『主要項目』を審議する流れに分かれ、それぞれ審議の過程が異なる。

（Ⅲ－１）『要望項目』とは

『要望項目』とは、「各府庁省が政策として要望する項目」又は「各種団体等がその団体の利益のためにする要望項目並びに各種団体が国民の声を集約する要望項目」等である。従って、陳情方法はボトムアップ型である。当然、日税政の要望項目はここに位置する。

『要望項目』が改正項目となるか否かは、まず、第 1 段階（1 次予選）として自民党の政務調査会に設置されている 14 の部会において審議される。次に、いずれかの部会において『重点要望項目』として採り上げられた要望項目だけが、第 2 段階（本選）として党税調で審議されることとなる。当然、いずれの部会においても『重点要望項目』にならなかった要望は、党税調で審議されることはないので、原則、その年度の改正項目にはならない。

但し、『重点要望項目』にならなかった要望項目のうち、次項「Ⅲ－２」で説明する『主要項目』と一致する要望項目又は『主要項目』に反対する要望項目は、党税調において再度審議される。

（※『要望項目』の例）・・・平成 30 年度税制改正の『重点要望項目』

- ① 消費税における単一税率及び請求書等保存方式の維持について
- ② 所得控除の抜本的見直しについて
- ③ 中小法人に対する繰越欠損金控除制限及び外形標準課税の不適用について
- ④ 償却資産に係る固定資産税の抜本的見直しについて
- ⑤ 個人事業者番号の導入について

（Ⅲ－２）『主要項目』とは

『主要項目』とは、「政府・財務省・総務省が改正しようとする項目」又は「以前に附則等により改正審議をすることが決められていた項目」である。従って、主要項目はトップダウン型であり、上記 1 の要望項目とは異なり、直接、党税調における審議項目となる。また、その改正内容については、税制改正議論が始まる前から新聞等に掲載されることが多いため知ることができる。

日税連としては、その内容が中小企業に過重な負担となる場合等、日税連の理念に反している場

合には、主要項目に反対又は一部反対であるとする要望（「Ⅲ－１」の要望項目に該当）を提出することになる。

（※『主要項目』の例）

- ① 所得控除の抜本の見直し
- ② 中小法人に対する繰越欠損金控除制限及び外形標準課税の不適用
- ③ 給与所得控除、公的年金控除

Ⅳ. 『要望項目』の審議過程

（Ⅳ－１）『部会』とは

『部会』は、位置的には自民党の政務調査会のなかの一機関であり、各府省庁とほぼ同じだけの数（農水省は農林と水産、内閣府は第１と第２の２部会があり、総計で１４部会）がある。部会の所掌項目はそれぞれの府省庁と同じである。例えば、住宅税制は『国土交通（国交）部会』、中小企業税制は『経済産業（経産）部会』、地方税制は『総務部会』、その他税法全般は『財務金融（財金）部会』である。国会議員にとって、部会は専門分野を勉強するにはふさわしい機関ではあるが、行き過ぎると、族議員の温床ともなり得る。

部会には、全ての会議がそうであるように、部会長、部会長代理、副部会長等（以下「部会長等」という。）の役職者がおり、審議の最終決定をする。部会は基本的に「平場（ひらば。党に所属する国会議員であれば誰でも出席できる会議のこと。）」であるが、その部会内容に精通した者やこれから勉強しようとする者が出席するケースが多い。

（Ⅳ－２）部会において『重点要望項目』として決定してもらうための陳情期間と陳情方法

日税政の税制改正の要望項目が改正項目となるためには、前述したように、１次予選として、いずれかの部会の審議において、『重点要望項目』として選ばれなくてはならない。従って、**税政連の陳情活動において最も重要なことは、「部会の『重点要望項目』に選ばれるように陳情すること」**であり、そのためにはどうしたら良いかということを考えなければならない。

陳情方法としては、「**① 帰省時の国会議員に後援会や各单位税政連が行う陳情**」と、「**② 議員会館等において日税政が行う陳情**」の２種類がある。**①**は、いわば全ての国会議員に対する絨毯爆撃であり、対して**②**は、重点陳情先に対するピンポイント爆撃である。日税政の要望項目が部会において『重点要望項目』となるためには、どちらも重要である。

1. 部会長等以外の人に対する陳情

日税政の要望項目を採り上げる否かは、最終的には部会長等が決めるのであるが、会議において「この要望は必要な改正項目である。」といった発言があれば、部会長は、審議項目として採り上げざるを得ない。従って、議員ごとの得意とする分野を覚え、その分野を得意とする議員に発言してくれるようお願いすることが必要である。議員の得意分野を把握するためには、その議員の過去の役職等が記載されている要覧等を参考にするとよい。

2. 部会長等に対する陳情

部会長等に対しては、日税政の要望を採り上げて審議し、『重点要望項目』にしてくれるように陳情を行う必要がある。部会長等のメンバーについては、自民党のホームページを見ることを薦める。なお、陳情時期の前には、日税政から各単位税政連に対して部会長等の名簿を送るようにしている。

3. 陳情の時期

部会への陳情期間は、一般的には、10月中旬から11月中旬頃まで（最長で、9月下旬から部会が『重点要望項目』を決定する日まで）である。尚、部会が『重点要望項目』を決定する日は、その年度の政治環境、党税調の開始日の日程その他の事情によって早まることもあるので、11月の上旬を目途とするのが望ましい。

従って、各単位税政連においては、10月の上旬までには後援会連絡会議を開催し、日税政が指定したその年度の最重点要望項目について説明し、10月中旬から11月上旬までの間に、後援会長等が被後援議員に上手に陳情できるように指導しなければならない。単位税政連が、10月の上旬に後援会長連絡会議を開催するには、案内文の作成及び資料の作成等があるため、8月の下旬又は9月の上旬から準備に取り掛かかなければ間に合わない。

4. まとめ

このように、部会長等や部会に出席した議員に我々の要望を聞き入れてもらう為には、選挙時の応援活動をしっかりやっていないければ議員は相手にしてくれない。翻せば、日頃の税政連活動や後援会活動の成果が、如実に具現化するところである。

よく、重要職についている国会議員の後援会から「うちの先生は忙しいから陳情する時間をとれない」と言ったことを聞くが、選挙時に一所懸命に応援してくれた後援会に対して、約1カ月の間に10分の時間も割いてくれない国会議員はいない。選挙時に応援活動をしっかりしていない証拠である。

V. 政府税制調査会（政府税調）と自民党税制調査会（党税調）

前述したように、税制に携わる調査会として、首相の諮問機関である『政府税調』と次年度の税制を決定する『党税調』がある。

（V-1）『政府税調』

政府税調は内閣府にあり、首相からの諮問を受け、中長期的な税制の方向性を検討（年度によっては短期的検討）する機関である。報告書は「答申」として提出される。また、政府や財務省・総務省の主要（検討）項目の理論武装をすることもある。

（V-2）『党税調』

自民党の政務調査会に属する調査会のうちの一つである。過去においては、党税調の権限は絶大であり、税制に限っては首相も口をはさめない時もあるほどであった。現在は、「政高党低」と言われるように（首相）官邸の力が強大であり、官邸が税制改正の議論をしている期間内に会長の人事にまで口をはさむようになってきている。尚、自民党の税制改正大綱の決定過程においては、連立を組んでいる公明党と意見調整をしているため、自民党の税制改正大綱と公明党の税制改正大綱は同じものであり、最終的には『与党大綱』になる。『与党大綱』は、ほぼ次年度の税制改正に反映される。

VI. 主要項目の審議過程

主要項目の審議は、政策的見地から特に議論すべき重要課題について取り上げ検討が行われるものであり、部会では審議されず、党税調の主要検討項目において初めて審議される。

VII. 党税調における審議過程

党税調における陳情は、図3からも分かるように日程がタイトであるため、日税政主体で行い、陳情先は、党税調の役員及び部会長並びに小委で発言してくれる議員である。**方法はピンポイント陳情になる。**

(1) 総会

総会は、党税調の審議期間の最初(初日)と最後(最終日)の2回行われ、党所属の国会議員は全て出席できる。初日の総会では、現在の日本の経済・金融情勢及び国・地方の財政状況等の概要説明が行われる。また、最終日の総会において、自民党税調の税制改正大綱の決定が行われる。共にセレモニーの様相が強い。

(2) 部会等重点要望ヒアリング、マルバツ等審議

日税政の要望項目がいずれかの部会において『重点要望項目』として採り上げられると、「部会等重点要望ヒアリング」において部会長から意見聴取する。各部会が『重点要望項目』とした項目は、「主要項目」が議論された後に、「マルバツ等審議」にかけられる。

(3) 主要項目

IVの2で説明した主要検討項目は、ここで2日間(項目が多い場合は3日間)議論される。日税政が、主要検討項目に反対する要望を掲げ、部会において、『重点要望項目』にならなかった場合、この場で議論してもらうよう陳情する必要がある。

(4) マルバツ等審議

ここで審議される内容は、部会等の『重点要望項目』であり、主要検討項目ではない。結果として、以下の記号のように振り分けがなされる。(より詳細なものは、参考資料①に記載しているので、併せて参考として頂きたい。)

【図4】要望の振り分け記号表

○	今年改正する項目
×	今年は改正しない項目
マル政	後日改めて審議する項目
△	検討し、後日報告する項目
二重△	長期検討項目

従って、○×等審議において[○]、[マル政]、[△]の記号となるために第2回目の陳情(期間は小委の直前まで)を行う必要がある。

(5) マル政事項

「(4) マルバツ等審議」により[マル政]となった項目と主要検討項目のうちマル政となった項目は、『マル政事項』として、今年度の改正項目にするかどうかの議論が行われる。従って、日税政の要望項目がマル政事項となった場合は、今年度の改正項目として実現されるよう陳情しなければならない。この陳情が、ほぼ、その年度の税制改正要望の最後の陳情である。

(6) マル政事項処理案

マル政事項として議論された項目が、ここで、次年度の改正項目となるか否か決定される。この段階での発表資料は図表を用いたものが多く、資料として役立つ。尚、政治的判断に結論が出ていない項目は、ペンディング(「P」)として記載される。「P」と記載された項目については、インナー又は会長預かりとなる。

(7) 最終処理案

マル政事項処理案でペンディングとなった項目に対して結論がほぼ出される。但し、まだ、ペンディングとなっている項目もたまにあるが、それは、会長一任となる。

(8) 総会(大綱の決定)

総会で、その年度の大綱が決定される。

VII. 党税調の会議の種類

(1) 総会

「VII.」章の(1.)項で説明したため省略。

(2) インナー(非公式幹部会)

党内における税制改正の議論の方法・方針を決める他、税制改正の最終決定を行う機関である。現在の自民税調のインナーのメンバー数は8人であり、構成員は参考資料②の名簿のとおりである。(なお、同じ与党である公明党の税調にもインナーが存在し、メンバー数は6人である。構成員は参考資料③の名簿のとおりであるので、併せて参考にされたい。)

(3) 正副・顧問・幹事会議(略して「正副」)

正副は、参考資料②の名簿に記載されている自民税調の役員全てで開かれる会議である。主に、党税調の開催期間の午前中に開かれ、役員等間の協議が行われる。

(4) 小委員会(略して「小委」)

自民党所属の全ての国会議員が出席できるので平場とも呼ばれる。小委で優先的にかつ複数回の発言が認められる者は部会長であるが、その他の国会議員も発言することが出来る。

税制改正要望項目の振分け記号表

- ◎ 政策的問題として検討する
- 受け入れる
- △ 検討し、後日報告する
- △ 長期検討とする
- × お断りする
- △ 法案の内容をみて検討する
- △ 事務当局で検討し、後日報告する
- ◎ 措置済み

(1) 自民党税調の役員 (37 人内インナー8 人。ゴシック体は「インナー」のメンバー)

会長	宮澤 洋一									
最高顧問	野田 毅									
小委員長	額賀 福志郎									
副会長	甘利 明	石原 伸晃	衛藤 征士郎	小渕 優子	金田 勝年	鴨下 一郎	河村 建夫	塩崎 恭久	塩谷 立	中谷 元
	根本 匠	細田 博之	村上 誠一郎	森山 裕	山口 俊一	山本 幸三	山本 有二	溝手 顕正		
幹事	穴見 陽一	石田 真敏	伊東 良孝	井上 信治	後藤 茂之	坂本 哲志	竹本 直一	谷 公一	古川 禎久	御法川 信英
	山際 大志郎	愛知 治郎	石井 正弘	金子 原二郎	古賀 友一郎	西田 昌司				

(2) 重要部会の構成委員

財務金融部会	部会長	義家 弘介								
	部会長代理	井林 辰憲 神田 憲次 渡邊 美樹								
	副部会長	小田原 潔 武村 展英 藤丸 敏 堀内 詔子			牧島かれん 宗清 皇一 長谷川 岳 石田まさひろ			三木 亨 松川 るい		
経済産業部会	部会長	城内 実								
	部会長代理	神山 佐市 小林 鷹之 宮本 周司								
	副部会長	穴見 陽一 石川 昭政 大西 英男 大見 正			佐々木 紀 田畑 毅 武井 俊輔 細田 健一			宮澤 博行 八木 哲也 山田 賢司 山田 美樹		
		岡下 昌平 井原 巧 太田 房江 大野 泰正			滝波 宏文 二ノ湯 武史 こやり隆史 佐藤 啓					
総務部会	部会長	原田 憲治								
	部会長代理	金子 万寿夫 富樫 博之 藤川 政人								
	副部会長	池田 道孝 菅家 一郎 牧島かれん 務台 俊介			渡辺 孝一 島田 三郎 柘植 芳文 そのだ修光			徳茂 雅之		

(3) その他の部会の部会長

内閣第一部会長	永岡 桂子
国防部会長	若宮 健嗣
文部科学部会長	赤池 誠章
農林部会長	野村 哲郎
国土交通部会長	盛山 正仁
法務部会長	中西 健治

内閣第二部会長	石原 宏高
外交部会長	阿達 雅志
厚生労働部会長	橋本 岳
水産部会長	江島 潔
環境部会長	関 芳弘

(1) 公明党税調の役員 (15 人内インナー6 人。ゴシック体は「インナー」のメンバー)

会長	斉藤 鉄夫
顧問	井上 義久 北側 一雄
会長代理	赤羽 一嘉
副会長	若松 謙維 富田 茂之 魚住 裕一郎 山本 香苗 梶屋 敬悟
事務局長	西田 実仁
事務局次長	稲津 久 宮崎 勝 竹谷 とし子 伊藤 渉 竹内 譲

(2) 重要部会の構成委員

財政・金融部会	部会長	竹内 譲
	部会長代理	宮崎 勝
	副部会長	横山 信一 里見 隆治 伊藤 渉 伊佐 進一
経済産業部会	部会長	富田 茂之
	部会長代理	矢倉 克夫
	副部会長	國重 徹 伊藤 孝江 赤羽 一嘉 江田 康幸
総務部会	部会長	秋野 公造
	部会長代理	高木 陽介
	副部会長	竹谷とし子 太田 昌孝 佐藤 茂樹 山本 博司

(3) その他の部会の委員長

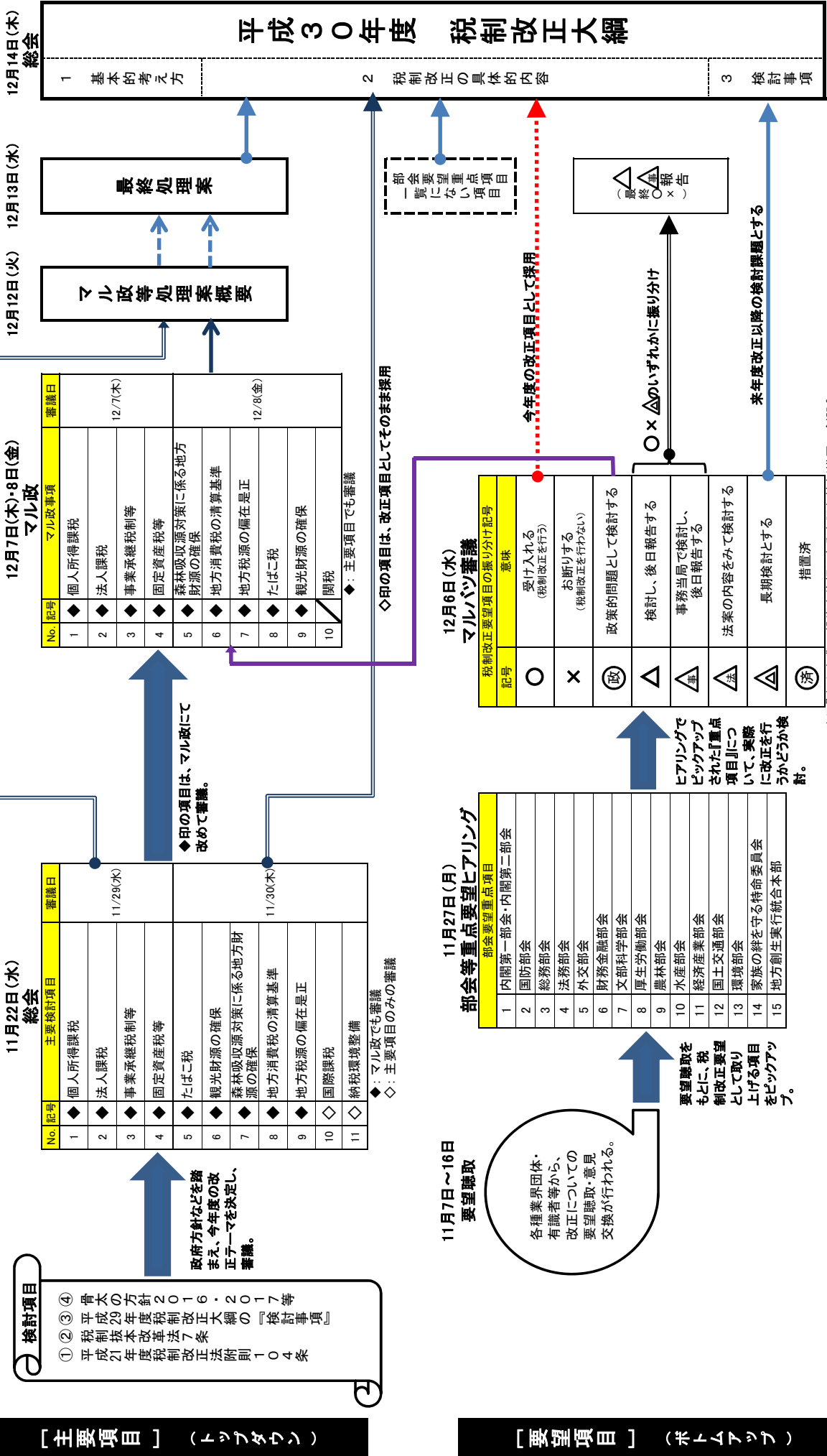
内閣部会	佐藤 茂樹
外交部会	山本 香苗
文部科学部会	浮島 智子
農林水産部会	佐藤 英道
環境部会	江田 康幸
決算・行政監視部会	濱村 進

法務部会	國重 徹
安全保障部会	濱地 雅一
厚生労働部会	梶屋 敬悟
国土交通部会	赤羽 一嘉
復興・防災部会	高木 陽介

平成30年度税制改正 自由民主党税制調審議の流れ

12月

11月



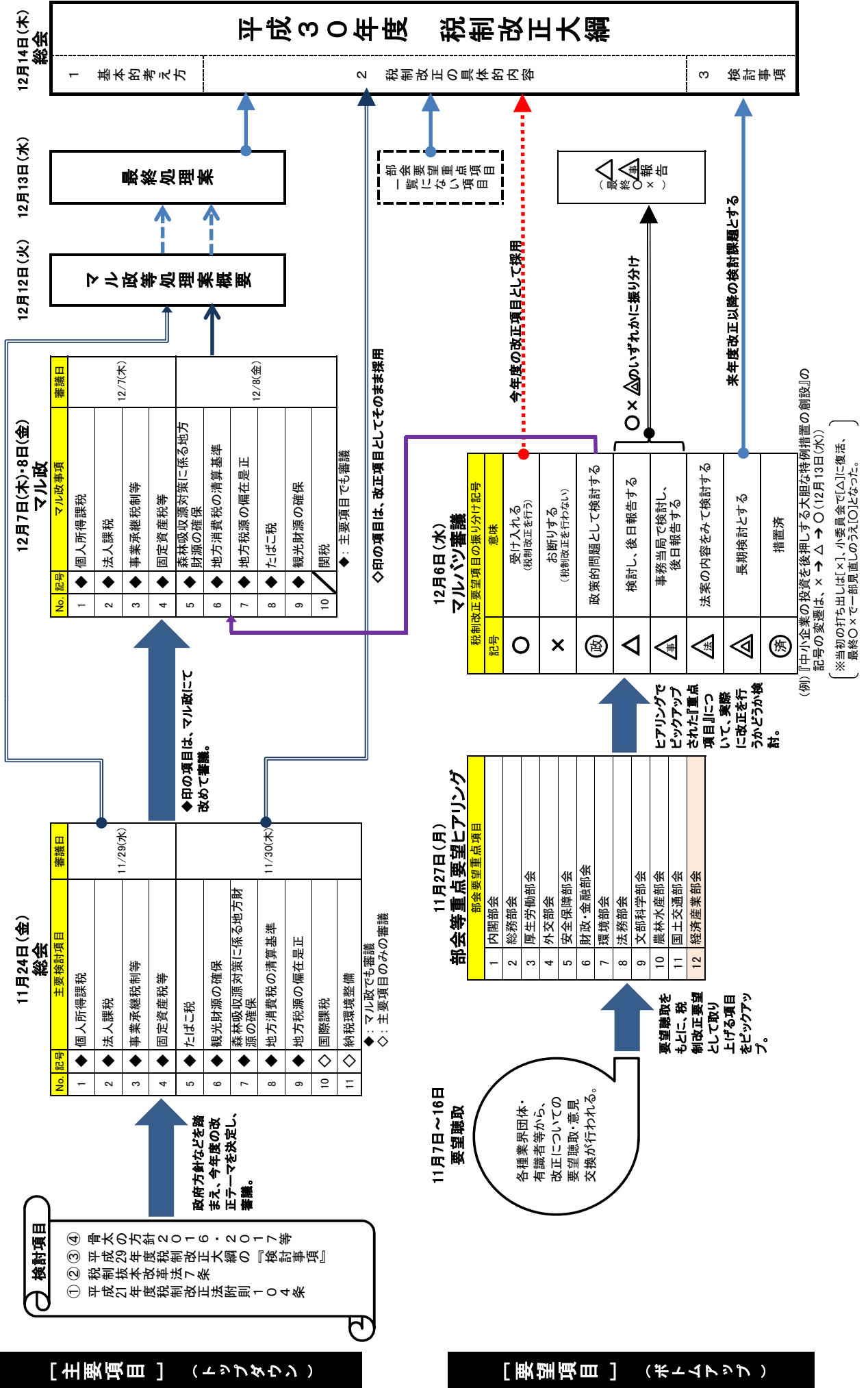
【主要項目】 (トップダウン)

【要望項目】 (ボトムアップ)

平成30年度税制改正 公明党税調審議の流れ

12月

11月



第1回

(平成29年7月3日号)

第2回

(平成29年7月10日号)

税制改正決定のプロセス

■税理士 大石 敬

政府税制調査会(政府 ことにあります。税調)とは、総理大臣の 税制に関して審議を行うために応じて租税制度に 関する基本的事項を調査 審議し、総理大臣に意見 を述べることを目的とし て内閣府に設置された審 議会のことです。政府税 調の役割は、理論的に中 長期的視点から税制のあ り方をめぐる答申を行う 体的な議論を行い、その

2

政府税制調査会とは

結果が12月にとりまとめられる与党の「税制改正大綱」となり、実質的に税制改正が決定することになります。このように二つの税制調査会の果たす役割は、異なります。政府税調は、正委員30人以内で組織し、特別委員を置くことができるとされており、3年を任期として学者等の有識者から、昭和34年に法的根拠をもつ組織とされ、昭和37年に恒久的な機関として政府税調が発足することになりました。平成21年の民主党への政権交代により従来の政府税調が廃止され、学識経験者等による政府税調が新たに発足されました。現在は与党の税調と併存する形になっています。次回は税制改正のプロセスと政府税調との関わりについて解説します。

中長期的視点で税制のあり方を答申

税制改正決定のプロセス

■税理士 大石 敬

毎年度行われている税制改正は、いつどこで誰がどのように決めていのでしょうか。税法は、各府省庁や業界団体等律なので、最終的には年度末である3月に国会で決まります。ただし、法律になるまでには、国会での審議だけではなく、その前段階でさまざまな手続きを踏んでいます。

1

税制改正の1年の流れ

提出します。また、10月から11月中旬にかけて与党(自民党と公明党)の各部会等が業界団体等からヒアリングを行います。これらを踏まえ、与党に提出します。また、10月から11月中旬にかけて「税制改正大綱(与党大綱)」を作成した税制改正法案を国会に提出されます。年明け後、政府大綱をもとに財務省・総務省が作成した税制改正法案を与党の各部会等で事前審査し、その後、閣議決定され国会に提出されます。衆参両院の委員会と本会議で審議・可決され、3月31日までに法律が成立し、官報で公布されます。新しい税制改正の法令は、原則として4月1日から施行されます。以上が税制改正の1年間の流れになります。

税制改正はどのように決まるのか

党の各部会の税制改正要望項目が決定されます。望項目が決定され、採否が決定されます。また、秋口より総理の諮問機関である「政府税制調査会」と「与党の税制調査会」にて、政府税制調査会(自民党税調)が検討が行われます。連

第5回

(平成29年7月31日号)

第6回

(平成29年8月7日号)

税制改正決定のプロセス

6

■税理士 大石 敬

前回、与党の税制調査 各府省庁は毎年8月31日までに、国税と地方税(自民党税調と公明党税調)における税制改正の税制改正要望を財務省の「主要項目」を審議する二つの流れがあることを説明しました。今回は、ボトムアップ型のプロセスである「要望項目」の審議の流れについて、より詳しく説明します。

与党の税調・要望項目審議

中甸にかけて、部会単位で業界団体等から税制改正のヒアリングを実施し、各府省庁の作成した税制改正要望を下敷きにして、税制改正部会要望の議論を「マルバツ審議」をまとめていきます。あわと、マルバツ審議とは、各部会(各府省庁)の重点要望の一つについて、査定官庁で、党税調の総会が開始する直前の11月中旬頃に提出します。税制改正部会要望のうち「重点要望」となった項目のみが党税調で審議されることになり、この重点要望項目に対し、最終的に税調幹部が裁定を行うものです。この重点要望項目に対する査定を提示し、この査定に対して党税調という政治の場でさらに議論し、最終的に税調幹部が裁定を行うものです。この重点要望項目に対する査定を提示し、この査定に対して党税調という政治の場でさらに議論し、最終的に税調幹部が裁定を行うものです。この重点要望項目に対する査定を提示し、この査定に対して党税調という政治の場でさらに議論し、最終的に税調幹部が裁定を行うものです。

マルバツ審議 重点要望項目の採否を議論

「電話帳」と称して望事項一覧表の冊子があります。この税制改正望事項一覧表の冊子が電話帳のように分厚くなることからそう呼ばれています。

税制改正決定のプロセス

5

■税理士 大石 敬

例年、11月下旬から12月中旬にかけて自民党税調と公明党税調で次年度の税制改正が本格的に議論されます。与党の税調における税制改正の手続きを、各府省庁や業界団体から出された税制改正要望に対して採否を決めていくことを考えている方もいるかもしれませ

税制改正審議の二つの流れ

項目」を審議する流れとして議題に挙げて議論されます。すなわち、ボトムアップ型のプロセスで、税制改正要望が与党の税調に提出され、この要望を与党の税調として「主要項目」として議題に挙げて議論されます。この「主要項目」として議論される項目は、前年度の与党大綱に記載の検討事項や、平成29年6月9日に閣議決定された「経済財政運営の基本方針2017」(骨太の方針2017)、「未だ来投資戦略2017」(ま

与党の税調で議論 要望項目と主要項目

採用するか否かを議論し、採否を決定します。また、この「主要項目」で特に議論すべき項目を「主要項目」として議題に挙げて議論されます。この「主要項目」として議論される項目は、前年度の与党大綱に記載の検討事項や、平成29年6月9日に閣議決定された「経済財政運営の基本方針2017」(骨太の方針2017)、「未だ来投資戦略2017」(ま

第7回

(平成29年8月21日号)

第8回

(平成29年8月28日号)

税制改正決定のプロセス

■ 税理士 大石 敬

この数年行われている時に成り立ちました。税制改正は、平成21年度 附則104条には、消費税率改正法附則104条に端を発して改正された改革の道筋として、平成23年度までに必要な法制改正の際、「税と社会保障の一体改革」に伴った検討の基本的方向性を確保するために消費増税の必要性を盛り込んだ規定であり、麻生内閣の

税制改正決定のプロセス

■ 税理士 大石 敬

第5回において、与党の税制調査会(自民党税調と公明党税調)における税制改正の手法には「要望項目」と「主要項目」を審議する二つの流れがあることを説明しました。今回はトップダウン型のプロセスである「主要項目」の審議の流れについて、より詳しく

主要項目と附則104条

産課税、⑥納税者番号制度、⑦地方税制、⑧税制全体のグリーン化の八つの項目が規定されています。これらの項目は、毎年行われる税制改正の重産課税、⑥納税者番号制度、⑦地方税制、⑧税制全体のグリーン化の八つの項目が規定されています。これらの項目は、毎年行われる税制改正の重

附則104条 税制抜本改革の道筋

要課題である「主要項目」として過去に取り上げられ、また今後も取り上げられる可能性が高いといえます。この附則104条は、

与党の税調・主要項目審議

諸課題、⑦酒税、⑧納税環境整備の八つでした。「主要項目」として議題に挙げられるテーマは、前年度の与党大綱に記載された検討事項、二骨太の方針2017」など閣議決定された政府の諸計画に明記された税制改正の項目、税制改正法附則104条(平成21年)や税制抜本改革法7条

主要項目 政策的見地からの重要課題

「主要項目」の審議は、①個人所得課税改革、②国際課税、③災害に関する税制上の措置、④法人課税、⑤車体課税、⑥地方税の

第13回

(平成29年10月2日号)

第14回

(平成29年10月9日号)

税制改正決定のプロセス

■税理士 大石 敬

14

【個人所得課税改革】 30年度税制改正では、個人所得課税改革は、個人所得課税改革の第二弾として何らかの具体的な配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを第一弾として、今後3、4年あるいは5年くらいかけて取り組まれます。衆議院の総選挙が行われた後に税制改正の議論が行われることから平成

税制改正決定のプロセス

■税理士 大石 敬

13

前回まで12回にわたって毎年行われる税制改正のプロセスについて解説しました。今回から、平成30年度税制改正の行方について、税制改正決定のプロセスを踏まえ検討します。8月31日、財務省主税局と総務省自治税務局は、平成30年度税制改正10日公示、10月22日投開

平成30年度税制改正の検討課題(1)

働き方の多様化を踏まえた諸控除の見直し

が、まずは働き方の多様化を踏まえた諸控除の見直しが必要となります。現在、保険外交員等のように会社の中で労働者が近い形態で働く自営業が、まず働きの多様化を踏まえた諸控除の結果、税負担に大きな直しが課題となります。現在、保険外交員等のような会社の中で労働者が近い形態で働く自営業が、まず働きの多様化を踏まえた諸控除の結果、税負担に大きな直しが課題となります。現在、保険外交員等のような会社の中で労働者が近い形態で働く自営業が、まず働きの多様化を踏まえた諸控除の結果、税負担に大きな直しが課題となります。

平成30年度税制改正のスケジュール

総選挙の影響で作業日程異なるが大綱決定は例年通りか

各府省庁の税制改正要望は、査定官庁である財務省と総務省のサイトに掲載されています。各府省庁の税制改正要望事項は、府省庁の単独要望の作業日程異なるが大綱決定は例年通りか。各府省庁の税制改正要望は、査定官庁である財務省と総務省のサイトに掲載されています。各府省庁の税制改正要望事項は、府省庁の単独要望の作業日程異なるが大綱決定は例年通りか。

第15回

(平成29年10月16日号)

第16回

(平成29年10月23日号)

税制改正決定のプロセス

■税理士 大石 敬

16

【税務手続の電子化等】 政手続部会において議論が行われ、平成29年3月29日、①行政手続の電子化の徹底(デジタルファースト原則)、②同じ情報の向上を図る観点から、一度だけの原則(ワラ、日本再興戦略2016)(平成28年6月2日閣議決定)において取組を行うこととされまし

【税務手続の電子化等】 政手続部会において議論が行われ、平成29年3月29日、①行政手続の電子化の徹底(デジタルファースト原則)、②同じ情報の向上を図る観点から、一度だけの原則(ワラ、日本再興戦略2016)(平成28年6月2日閣議決定)において取組を行うこととされまし

【税務手続の電子化等】 政手続部会において議論が行われ、平成29年3月29日、①行政手続の電子化の徹底(デジタルファースト原則)、②同じ情報の向上を図る観点から、一度だけの原則(ワラ、日本再興戦略2016)(平成28年6月2日閣議決定)において取組を行うこととされまし

平成30年度税制改正の検討課題(3)

年末調整の電子化 インターネットで手続完結

計画や数値目標を策定する、とした取りまとめが行われました。「国税」と「地方税」については、財務省と総務省で検討が行われ、同年6月30日、同年5月23日、「規制改

「『行政手続コスト』削減のための基本計画」をそれぞれ公表し、大法人の国税と地方税の申告について電子申告の利用率100%の数値目標を設定されています。

「『行政手続コスト』削減のための基本計画」をそれぞれ公表し、大法人の国税と地方税の申告について電子申告の利用率100%の数値目標を設定されています。

「『行政手続コスト』削減のための基本計画」をそれぞれ公表し、大法人の国税と地方税の申告について電子申告の利用率100%の数値目標を設定されています。

税制改正決定のプロセス

■税理士 大石 敬

15

【シエア経済の課税】 「シエアリング・エコノミー(シエア経済)」が急速に広がりをみせています。シエア経済とは、インターネット上の仲介事業者を通じて個人の所有する遊休資産やスキルを個人間で貸し借りや売買する新しい経済の仕組みをいいます。具体的に

【シエア経済の課税】 「シエアリング・エコノミー(シエア経済)」が急速に広がりをみせています。シエア経済とは、インターネット上の仲介事業者を通じて個人の所有する遊休資産やスキルを個人間で貸し借りや売買する新しい経済の仕組みをいいます。具体的に

【シエア経済の課税】 「シエアリング・エコノミー(シエア経済)」が急速に広がりをみせています。シエア経済とは、インターネット上の仲介事業者を通じて個人の所有する遊休資産やスキルを個人間で貸し借りや売買する新しい経済の仕組みをいいます。具体的に

平成30年度税制改正の検討課題(2)

シエア経済を巡る取引 課税の在り方議論

議論を開始しました。シエア経済の進展によりフリーマンによる副業・兼業や雇用契約ではなく請負契約に基づく働き方が増加していることが指

「シエア経済における所得の課税上の問題」として、ライドシエアを例にとると、仲介事業者を介して輸送サービスを提供

「シエア経済における所得の課税上の問題」として、ライドシエアを例にとると、仲介事業者を介して輸送サービスを提供

「シエア経済における所得の課税上の問題」として、ライドシエアを例にとると、仲介事業者を介して輸送サービスを提供

第17回

(平成29年11月6日号)

第18回

(平成29年11月13日号)

税制改正決定のプロセス

税理士 大石 敬

18

【新税の行方】

今回は、平成30年度改正で検討される可能性のある、新税について解説します。

(1) 森林環境税

森林は、地球温暖化防止や災害防止等多面的な機能を有していますが、近年森林の荒廃が顕在化しています。市町村が森

林整備等を行うために必要な費用について、個人等に等しく負担を求める森林環境税(仮称)を導入することが検討されています。与党の平成29年度

税制改正大綱では、「森林環境税(仮称)の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改

税制改正決定のプロセス

税理士 大石 敬

17

【国際課税】

多国籍企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用して課税逃れを行っている問題(BEPS)に

27年9月に最終報告書を取りまとめました。15の行動は以下のとおりです。①電子経済の課税上の課題への対処、②ハイブリッド・ミスマッチ取

極めの効果の無効化、③外国子会社合算税制の強化、④利子控除制限ル

⑤有害税制への対抗、⑥租税条約の濫用防止、

平成30年度税制改正の検討課題(4)

⑦恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止、⑧移動価格税制と価値創造の一致、⑨BEPS定、⑩署名を行います。BEPSに迅速に対応するため世界で300以上の署名を行います。⑪と⑫は平成27年度、⑬開示制度、⑭多国籍企業間の統一ルールを適用できるようにするものです。⑮多国間協定の策定。行動⑮に基づき、平成29年6月7日、パリにおいておらず二国間の租

PEの定義規定 範囲の拡大を検討

PEの定義規定 範囲の拡大を検討

平成30年度税制改正の検討課題(5)

正において結論を得る」と明記されています。現在、総務省の「森林吸収源対策税制に関する検討会」で議論が進められ、国が市町村の個人住

新税の可能性 森林環境税と出国税

民税均等割に定額(年数百円程度)で上乗せして徴収し、森林整備を行う市町村に配分する方向で、課題として、既に府県と横浜市が森林整備

の独自の税を導入しており二重課税になるとの批判や、個人に一律に定額を課税することから人頭税であるとの指摘もありません。

第19回

(平成29年11月20日号)

第20回

(平成29年11月27日号)

税制改正決定のプロセス

■税理士 大石 敬

20

11月22日自民党税制調査会が、同月24日自民党税制調査会がそれぞれ総会を開催し、平成30年度税制改正の議論が本格的に始まりました。12月14日を目途に与党は「平成30年度税制改正大綱」を取りまとめる予定です。11月20日、政府税制調査会が総会を開催し、個人

所得課税改革に向けた中間報告をまとめました。平成30年度税制改正の主な検討課題は、以下の通りです。

(1) 個人所得課税改革
給与所得控除を一律に引き下げ、基礎控除を同程度増やし、高所得層の給与所得控除の削減幅を上積みする方向です。

平成30年度税制改正の検討課題(7)

公的年金等控除は、年金恒久的施設(P-E)認定以外の所得が高額な人の人為的回避の防止が検討課題です。

(4) 所得拡大促進税制等消費税の清算基準、(3) 固定資産税、(4) 地方税源の偏在是正を検討します。

(5) 地方税の諸課題
① 森林環境税、② 地方観光庁の検討会で、「出国税」の創設を提案していました。名称を「観光促進税」と改め、国土交通部会の重点要望項目となりました。

(7) その他
① 観光振興の財源確保
② たばこ税
③ 円程度引き上げるとともに、加熱式たばこの税率引き上げも検討課題となります。

30年度与党大綱 12月14日を目処に決定

経済産業部会の重点要望ですが主要項目として取り上げられます。

(3) 国際課税
BEPSプロジェクトへの対応、特に行動7の

望ですが主要項目として取り上げられます。

(6) 納税環境整備
長し、生産性を高める設備投資をした企業の減税も検討します。一方、賃上げや設備投資が不十分な場合は税優遇措置を停止しては共通電子納税シ

を減税するよう拡充・延長し、生産性を高める設備投資をした企業の減税も検討します。一方、賃上げや設備投資が不十分な場合は税優遇措置を停止しては共通電子納税シ

税制改正決定のプロセス

■税理士 大石 敬

19

【事業承継税制】
中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後10年を集中期間と位置づける間に70歳(平均引退年齢)を超える小規模事業者の経営者は約245万人になるにもかかわらず、半数以上が事業承継の準備を終えていないと指摘されています。

経済産業省(中小企業)

平成30年度税制改正の検討課題(6)

的見直しです。具体的には、4つの要件の拡充を要望しています。

① 現行、認定後5年間の平均で8割以上の雇用を維持することが必要で

② 相続税・贈与税の「納税猶予制度」を「5年間事業継続後の免除制」に改めることを要望

③ 議決権株式
④ 旧代表者から新代表者へ引継ぎを支援

株式が後継者に集約されず分散する恐れがあることから、親族以外に株式、事業の売却・M&Aを行った場合に譲渡益に係る税負担を軽減することや、

事業譲渡時にかかる登録免許税や不動産取得税を軽減します。また、一定の要件を満たすファンドから出資を受けた際も中小企業優遇税制の適用が受けられるようになります。

経済産業省の要望は、与党の部会によるヒアリングを経て、経済産業部会の重点要望となりました。今後は自民党と公明党の税調の議論を経て成案を得ると思われま

次世代経営者への引継ぎを支援

す、この雇用要件の撤廃を要望しています。

② 相続税・贈与税の「納税猶予制度」を「5年間事業継続後の免除制」に改めることを要望

③ 議決権株式
④ 旧代表者から新代表者へ引継ぎを支援

株式が後継者に集約されず分散する恐れがあることから、親族以外に株式、事業の売却・M&Aを行った場合に譲渡益に係る税負担を軽減することや、

第21回

(平成29年12月4日号)

第22回

(平成29年12月11日号)

税制改正決定のプロセス

22

■税理士 大石 敬

(1) 与党税制協議会
与党税制協議会とは、
自民党税調と公明党税調
の審議と並行して、臨時
の各議員となつていま
調整を行うための機関で
す。構成メンバーは、自
民党が宮沢洋一、野田毅、
額賀福志郎、甘利明、石
原伸晃、細田博之、塩崎
恭久、後藤茂之、公明党
マルバツ審議とは、一

自民党税調・公明党税調の動き(2)

次マルバツともいい、各
部会等からの重点要望項
目について、今回改正を
行うか否かなどの一次査
定の結果が提示され、こ
の提示に対して議論が行
われま
す。
マルバツ審議では、マ
ル政と判定された項目以
外の要望項目について、
この段階で採否を概ね結
論づけるものです。○の
行わないが、次年度以降
判定された項目です。
(3) マル政案件審議
12月7日と8日には、
「マル政項目」について
集中的に議論が行われま
す。
平成30年度税制改正の
自民党税調における「マ
ル政項目」の議題は、①
個人所得課税、②法人課
税、③事業承継税制等、
④固定資産税等、⑤森林
吸収源対策に係る地方財
源の確保、⑥地方消費税
の清算基準、⑦地方税源
の偏在是正、⑧たばこ税、
⑨観光財源の確保、⑩関
税です。公明党税調にお
ける「マル政項目」の議
題は、自民党の議題と同
一となっています。

マル政項目は全部で10項目

んが、最終的には、縮減
した。「マル政項目」と
は、税制改正の重要課題
である「主要項目」のう
ち再度議論されるものと
マルバツ審議でマル政と
判定された項目です。

税制改正決定のプロセス

21

■税理士 大石 敬

自民党税調と公明党税
調の総会が開催され平成
30年度税制改正の議論が
始まりました。今回から、
第一部会・内閣第二部
会、国防部会、総務部会、
法務部会、外交部会、財
務金融部会、文部科学部
会、厚生労働部会、農林
部会、水産部会、経済産
業部会、国土交通部会、
環境部会、家族の絆を守
ると公明党税調では部会等

自民党税調・公明党税調の動き(1)

る特命委員会、地方創生
の12の部会から重点要望
実行統合本部の15の部会
等から重点要望について
意見聴取しました。
公明党税調のヒアリン
グでは、内閣部会、総務
も行われるマルバツ審議
要項目」の審議は、政策
決定します。
(2) 主要項目審議
11月29日と30日には、
「主要項目」について議
論が行われました。「主
要項目」の審議は、政策
決定します。
平成30年度税制改正の
「主要項目」の議題は、
①個人所得課税、②法人
課税、③事業承継税制等、
④固定資産税等、⑤たば
こ税、⑥観光財源の確保、
⑦森林吸収源対策に係る
地方財源の確保、⑧地方
消費税の清算基準、⑨地
方税源の偏在是正、⑩国
際課税、⑪納税環境整備
です。これら「主要項目」
の議題は、自民党税調と
公明党税調で同一となっ
ています。

30年度改正 重要議題出揃う

部会、法務部会、外交部
会、安全保障部会、財政
・金融部会、文部科学部
会、厚生労働部会、農林
水産部会、経済産業部会、
国土交通部会、環境部会
するか、などの振分けを
段階といえます。

第23回

(平成29年12月18日号)

第24回(完)

(平成29年12月25日号)

税制改正決定のプロセス

24

■ 税理士 大石 敬

12月14日、与党(自由民主党・公明党)の「平成30年度税制改正大綱」が決定され、与党大綱の構成は、第一・平成30年度税制改正の基本的考え方、第二・平成30年度税制改正の具体的内容、第三・検討事項となつていまし...

自民党税調・公明党税調の動き(4)

【具体的内容】 第二は、平成30年度税制改正の具体的内容が記述されています。この第二とほぼ同様の内容が、12月22日、「平成30年度税制改正の大綱」として閣議決定されました。【検討事項】 第三は、検討事項が、12項目記載されています。これらは、主要項目として...

税制改正決定のプロセス

23

■ 税理士 大石 敬

12月14日、自民党と公明党の「平成30年度税制改正大綱」が決定され、大綱決定直前の動きは以下の通りです。(1) マル政等処理案概要... (2) 最終とりまとめ...

自民党税調・公明党税調の動き(3)

網に記載する文章により、改正内容の提示が行われ、議論が行われました。また、12月6日のマルバツ審議で、△(検討し、後日報告する)、▲(△)の中に「事」... 最終的に与党で大綱決定... 自民党と公明党でそれぞれ党内手続を経た後、与党税制協議会と与党政策責任者会議が開催され、了承を得て最終的に与党の「平成30年度税制改正大綱」が正式決定されることとなります。